

第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域と対策の内容

1 回収・処理に係る重点区域の選定方法

海岸漂着物対策を重点的に推進する区域は、大量の海岸漂着物等が海岸に集積することにより良好な景観及び環境の保全に特に支障が生じており、重点的に対策を講ずることが必要とされる区域について設定することとします。なお、その選定にあたっては、海岸漂着物等の量のほか、景観（観光）、動植物等の自然環境や海岸利用への影響、清掃活動の困難性等の社会環境に係る影響を総合的に勘案しました。

(1) 海岸漂着物の量

海岸漂着物の実態調査の結果、伊勢湾沿岸（木曾岬町～志摩市大王崎）の単位海岸線延長あたりの海岸漂着物量は、熊野灘沿岸の約5倍となっています。特に伊勢湾沿岸のうち「鳥羽・志摩区域」（鳥羽市～志摩市大王崎、離島を含む。）は、漂着物が集中しており、熊野灘の14倍に達しています(表 4-1、図 4-1)。

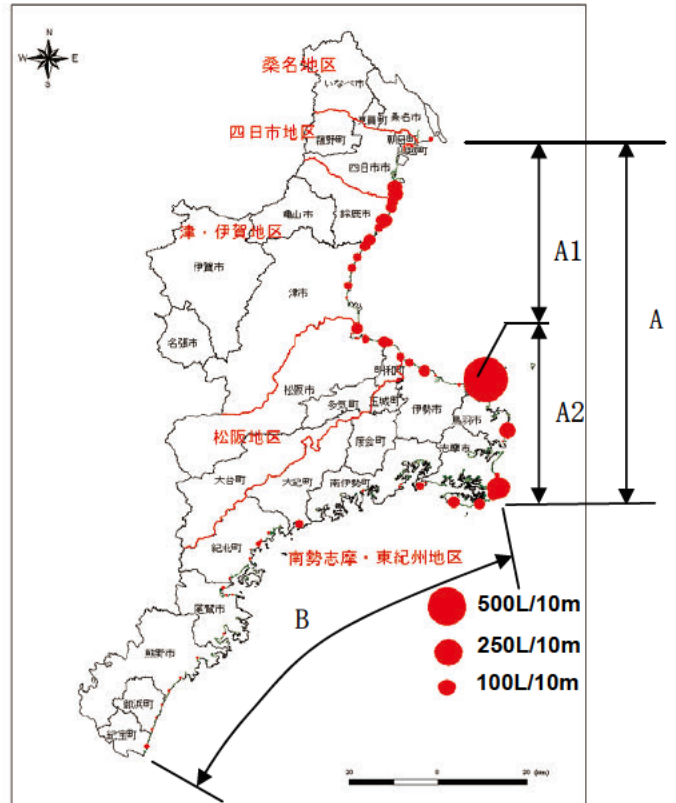


図 4-1 海岸漂着物量

表 4-1 海岸漂着物量（自然ごみを除く）

調査場所		漂着物量 (L/10m)	平均 ^{注1} (L/10m)	比率 ^{注2}
伊勢湾 沿岸	A 木曾岬町～志摩市大王崎	0.0～640.0	35.3	5
	A1 木曾岬町～伊勢市 (鳥羽市・志摩市周辺を除く伊勢湾)	2.5～80.0	20.8	3
	A2 鳥羽市～志摩市大王崎、離島を含む (鳥羽市・志摩市周辺)	0.0～640.0	101.4	14
熊野灘 沿岸	B 志摩市大王崎～紀宝町	0.0～40.0	7.0	1

注1) 各調査地点の平均値

注2) 熊野灘沿岸の平均を1としたときの比率

(2) 自然環境、社会環境への影響

ア. 景観（観光）

海岸漂着物が景観（観光）に及ぼす影響は、海岸部の景観が優れており、かつ沿岸域の観光客が多いところほどその程度が大きいとみなすこととしました。

本県の沿岸域の状況をみると、伊勢湾沿岸の鳥羽市から志摩市にかけての地域は、伊勢志摩国立公園区域の一部であり、有数の観光地、風光明媚なリアス式海岸と砂浜海岸の海水浴場、宿泊施設の立地等により、多くの観光客が訪れる地域となっています（図 4-2）。

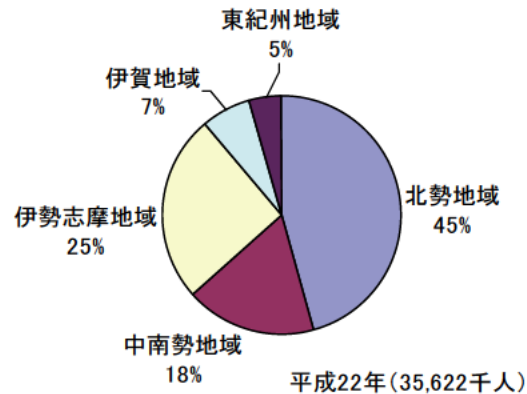


図 4-2 三重県の地域別の入込客数の割合

イ. 動植物

砂浜の海岸漂着物の堆積等が、貴重な動植物等の生態系に及ぼす影響については、基礎となるデータが少ないことから評価が困難ですが、一般的には海岸漂着物の堆積・散乱が多いほど、動植物の生育や繁殖の阻害要因になることが推定されることから、動植物への影響が懸念される場合は対象とすることとしました。

海浜部にみられる貴重な動植物の例として、三重県指定希少野生動植物種に指定されたカワラハンミョウ（昆虫類；環境省絶滅危惧Ⅱ類）及びハマナツメ（植物；環境省絶滅危惧ⅠB類）を図 4-3 に示します。

また、県内の海浜には、産卵のためアカウミガメ（環境省絶滅危惧Ⅱ類）が上陸する地域がありますが、海岸漂着物の堆積により産卵の阻害や、孵化した幼体が海に戻れないなどの影響があります。



図 4-3 三重県の海岸で見られる貴重な動植物の例

ウ. 海岸利用への影響

海岸漂着物の漂着や再漂流は、船舶の航行や沿岸域での漁業等に支障を及ぼす可能性があり、港湾の立地や漁業活動が行われている区域では影響を考慮することとします。

エ. 清掃活動の困難性

鳥羽市～熊野灘までのリアス式海岸は、狭い湾が複雑に入りくんだ地形であり、海岸部へのアクセスが困難な場所が多いため、海岸漂着物の回収が困難な地域です。回収・処理の重点区域の選定にあたっては、このような地形条件による清掃活動の困難性について考慮することとします。

オ. 有人離島地域

有人離島地域では、回収した海岸漂着物の運搬に船舶が必要となるなど、内陸部と比較して廃棄物の処理・処分の負担が大きく、また海岸漂着物を回収するための人員の確保も難しいことから、より困難性が高いと考えられます。

2 重点区域の選定

(1) 回収・処理に係る重点区域

以上のア～オまでの自然環境、社会環境の各項目に係る海岸漂着物の影響について表 4-2 に示します。

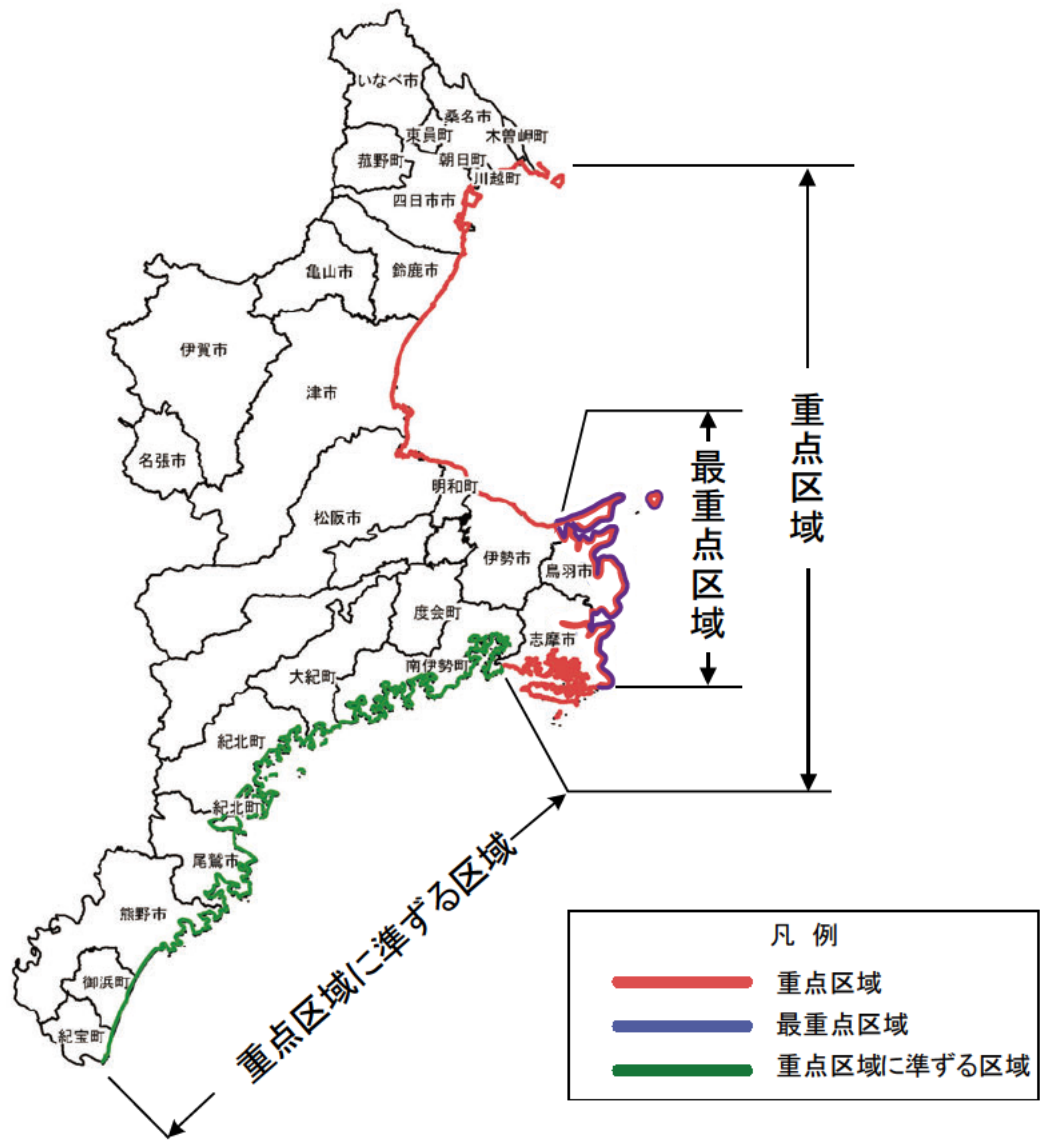
この結果に基づき、海岸漂着物の量が比較的多く、重点的に回収・処理の対策を講ずることが必要と考えられる区域として、伊勢湾内の区域及び志摩市沿岸部（木曾岬町～志摩市）を「重点区域」に選定しました。

なお、重点区域のうち、海岸漂着物の量が特に多く、回収・処理の拡充が最も必要な区域であることから、鳥羽市～志摩市大王崎及びその区域の離島を「最重点区域」として区別しました。この区域は、伊勢湾口に位置し、伊勢湾から流出したごみが大量に集積する場所であり、伊勢湾の漂着ごみの象徴的な区域となっています。

表 4-2 回収・処理に係る重点区域及び最重点区域の選定

区域名	市町名	海岸漂着物の量	自然環境		社会環境			重点区域
			景観(観光)	動植物	海岸利用への影響	清掃活動の困難性	有人離島地域	
伊勢湾沿岸	木曾岬町	○*		*				●
	桑名市	○*		*	*			●
	川越町	○		*	*			●
	四日市市	○		*	*			●
	鈴鹿市	○		*	*			●
	津市	○		*	*			●
	松阪市	○		*	*			●
	明和町	○		*	*			●
	伊勢市	○		*	*			●
	鳥羽市	◎	*	*	*	*	*	◎
	志摩市大王崎	◎	*	*	*	*		◎
熊野灘沿岸	志摩市大王崎	○	*	*	*	*		●
	南伊勢町	△		*	*	*		
	大紀町	△		*	*	*		
	紀北町	△		*	*	*		
	尾鷲市	△		*	*	*		
	熊野市	△		*	*	*		
	御浜町	△		*	*			
紀宝町	△		*	*				

注) 海岸漂着物の量：◎特に多い、○多い、△少ない。 ○※木曾三川由来のごみが存在する区域
 自然環境・社会環境：*：影響等を考慮すべき項目（景観（観光）では、国立公園内であって、沿岸域の観光レクリエーション入込客数が多い地域）
 重点区域：●は、重点区域に該当することを示す、◎は、重点区域の中で「最重点区域」に該当することを示す。



回収・処理に係る重点区域	場所	漂着物量の比率 ^注	状況等
重点区域	伊勢湾内の区域及び志摩市沿岸部（木曾岬町～志摩市）	8 (34.4 L/10m)	・海岸漂着物の量が比較的多く、重点的に回収・処理の対策を講ずることが必要と考えられる区域。
	上記のうち、鳥羽市～志摩市大王崎（離島含む）	24 (101.4 L/10m)	・重点区域のうち、海岸漂着物の量が特に多く、回収・処理等の拡充が最も必要な区域。 ・この区域は、伊勢湾口に位置し、伊勢湾から流出したごみが大量に集積する場所であり、伊勢湾の漂着ごみの象徴的な区域。
重点区域に準ずる区域	熊野灘沿岸（南伊勢町～紀宝町）	1 (4.3 L/10m)	・海岸漂着物の量は伊勢湾沿岸に比べて少ないものの、レジャー客によるごみの放置、降雨後のごみの漂着は多い。

注) 熊野灘沿岸の海岸漂着物量の平均を1としたときの比率を示す。また、()内はこの区域の海岸漂着物概況調査結果の平均値を示す。

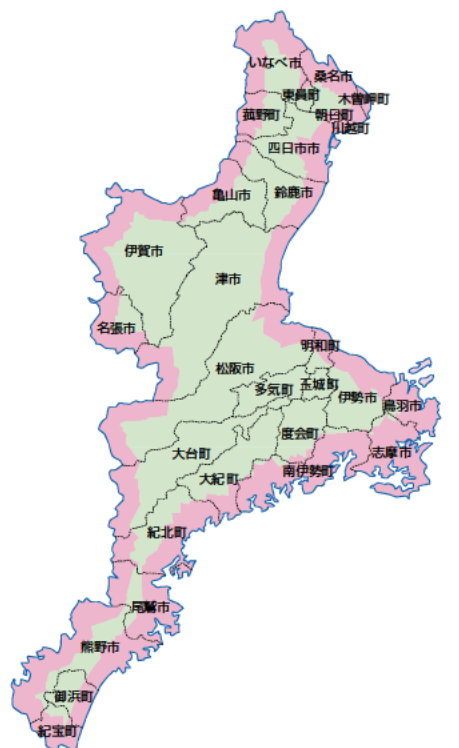
図 4-4 回収・処理に係る重点区域・最重点区域の範囲

(2) 発生抑制に係る重点区域

伊勢湾は、湾口部が狭い閉鎖性の海域であり、東京湾、大阪湾と比較して流域面積が広いうえ、流域圏に 1,000 万人を超える人口を抱えていることから、伊勢湾沿岸の海岸漂着物は、大部分が河川を経由して内陸部から伊勢湾に流入し、漂着しているものと考えられます。

また、3.6(1)、巻末資料-5 に示した三重県海岸漂着物実態調査における「ライター調査」及び環境省モデル調査において実施した「ペットボトル・ライター調査」により、外洋から伊勢湾内に流入するペットボトル・ライターの割合は、ペットボトルが 1%、ライターが 7~17%であり、伊勢湾内に漂着する廃棄物の大部分は内陸部で発生したものであると推測されています。

これらのことを踏まえると、海岸漂着物の発生抑制対策は、県内の特定の地域で行えばよいというものではなく、県内の流域全域で取り組むことが重要と考えられることから、発生抑制に係る重点区域は、県内全域としました。



発生抑制に係る重点区域	場所	状況等
重点区域	県内全域	・本県の海岸漂着物の大部分は、河川を経由して内陸部から海域に流入し、漂着しており、これは他の水系の流域でも同様であることから、県内全域を対象とする。

図 4-5 発生抑制に係る重点区域の範囲（県内全域）

3 重点区域における回収・処理対策

(1) 重点区域における回収・処理

重点区域は、主に伊勢湾に面した区域であり、海岸は工業地域や港湾区域では直立護岸となっていますが、そのほかは大部分が砂浜海岸となっています。

これらの海岸では、伊勢湾流域から流出したごみが、閉鎖性海域である伊勢湾内で滞留し、比較的多量の廃棄物が沿岸域に漂着する状況となっています。漂着物のうちペットボトルやプラスチック容器などは、風によって広い砂浜に散乱し、白砂青松の美しい景観を損なっているほか、地域住民の散策等にも支障を及ぼしています。

当該区域は、海岸の背後地に多くの居住人口があることから、自治会や民間団体等、企業など、多くの方々により海岸清掃、河川等での清掃活動が行われているほか、干潟の保全やウミガメ、海浜植物の保護等を目的とした民間団体による清掃も活発に行われています。



津市河芸地区海岸 2011.12 撮影

この区域における海岸漂着物の回収・処理は、このような状況を踏まえ、海岸管理者、県、市町が民間団体等との連携・協創により、その活動目的や自主性を尊重しながら、清掃活動を拡大・活性化していくことを主な対策として推進するものとします。

重点区域での各主体の役割を表 4-3 に示します。

表 4-3 重点区域での各主体の役割

<p>●海岸管理者の役割</p>
<p>海岸管理者等は、管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件、海岸漂着物等の量及び質に応じて、以下のことに取り組みます。</p> <p>①海岸漂着物等の状況把握、回収・処理の計画的な実施 ②海岸漂着物等の処理施設（市町・民間事業）との協議・調整等 ③民間団体等が行う回収等に対する支援[※] ④関係機関の調整等、円滑な回収等への協力</p> <p>※③の事例：地域住民が自主的に行う道路、河川・海岸の草刈、清掃等の活動に対して、作業参加者の傷害保険等の保険料の負担や物品の支給を行っています。</p>
<p>●県の役割</p>
<p>①海岸管理者、民間団体等への情報提供、連絡調整 ②海岸管理者、市町、民間団体等が行う清掃活動等の県民への情報提供 ③廃棄物処理業者、再生利用者等に関する情報提供 ④県民、民間団体等の自主的な海岸清掃活動への支援・協力等 ⑤発生抑制、回収・処理等に関する伊勢湾流域圏の関係機関との連携・協議及び国への調整等の要請 ⑥漂着物の多くが他県の区域から流出したことが明らかであるときは、当該県に対する処理、発生抑制等への協力要請 ⑦海岸漂着物処理に関する技術的支援 ⑧海岸漂着物等の処理施設（市町・民間事業）との協議・調整等</p> <p>なお、県は、海岸管理者による重点区域内の回収・処理等の一層の推進のため、国の財政的支援の確保に務めることとします。</p>
<p>●市町の役割</p>
<p>①市町の処理施設における受入・処理に係る協力等 ②回収、分別、運搬、処分等処理に係る支援、協力等 ③地域住民への情報提供 ④県民、民間団体等の自主的な海岸清掃活動への支援・協力等</p> <p>なお、市町は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請できるものとします。また、その場合、市町は海岸管理者が回収した海岸漂着物等の処理に関して、必要に応じて協力するものとします。</p>
<p>●県民、民間団体等の役割</p>
<p>①自主的な海岸清掃活動等の実施、活動への参加 ②生活系ごみ、事業系ごみの排出者としての発生抑制 ③身近な場所でのごみの散乱防止</p>

(2) 最重点区域における回収・処理

「最重点区域」は、重点区域のうち、海岸漂着物の量が特に多く、回収・処理等の対策を優先的に実施する区域です。この区域は、伊勢湾口に位置し、伊勢湾内の漂流ごみが大量に集積する場所であり、地理的にはリアス式海岸を中心とした海岸とその間に点在する砂浜海岸及び有人離島からなる地域です。

海岸漂着物の影響が特に大きい答志島（奈佐の浜）では、実態調査で明らかになったように年間を通して非常に多くの廃棄物が漂着しており、漁港内に入ってくる漂流ごみによる漁業活動への支障も生じています。

このような海岸漂着物による被害を少しでも軽減するため、海岸管理者は海岸漂着物の状況を考慮し、海岸漂着物処理推進法に基づく国の財政措置に応じて、重点区域の中でも優先的にこの区域での回収・処理を行うこととします。

また、海岸管理者、県及び市町は、この区域が伊勢湾の海岸漂着物の影響を象徴する場であることから、答志島が民間団体、企業、小中学校等の環境学習や清掃活動の拠点として位置づけられ、ボランティアによる清掃活動が拡大・継続するよう取り組むものとします。



鳥羽市答志島（奈佐の浜） 2009.2 撮影

伊勢湾内の漂流ごみが集まりやすい答志島は、伊勢湾全体のごみの現状を反映していることから、答志島に漂着するごみの量や質をモニタリングすることにより、内陸部での発生抑制や発生源での対策の効果をある程度確認することができます。また、当該区域での海岸漂着物の回収は、伊勢湾や外海への再漂流を効果的に防止することにもつながることから、当区域における優先的な回収・処理は重要です。

そのため、当区域の現状が広く認識され、多くの方々の発生抑制の行動につながるよう、県ホームページで海岸の現状をライブカメラ等により提供することとします。

また、当区域での回収・処理の活動に伊勢湾流域圏から広く参加いただけるよう、

海洋環境の体験学習などを組み合わせたエコツアーを地元と協力して開催します。

答志島の漁業協同組合では、奈佐の浜等において海岸漂着物の清掃を行っているほか、削減対策として漁具流出の防止などの啓発活動も行われています。

**鳥羽磯部漁業協同組合
桃取町支所の取組**

- ・ 同支所では、役員が参加して海岸漂着物対策の検討会が開催され、漁業関係者に漁具の流出防止を啓発していくことなどが話し合われました。
- ・ また、組合員の皆さんが奈佐の浜で漁具（ロープ、ブイ、ウキ）の回収を行い、その結果のチラシも作成するなど、漁業者自ら漂着ごみの取組が行われています。

「平成 23 年度漂流・漂着ごみ原因究明・流出状況分析調査」(環境省)で実施

(3) 重点区域に準ずる区域（熊野灘沿岸域）における回収・処理

熊野灘の沿岸域の漂着量は、伊勢湾沿岸に比べて少ないものの、台風など豪雨後には多くの流木や生活系ごみが海岸に漂着しており、その対策として自治会、民間団体、漁業者、学校等の協力による清掃活動が行われています。また、レジャー客等のごみの放置による海岸景観等への影響もあることから、海岸漂着物の回収・処理を継続・拡大していくことが重要です。

この区域は、リアス式海岸の奥深い入江やその間に点在する砂浜海岸のほか、沖合には無人離島もみられ、また、熊野以南の七里御浜ではアカウミガメが産卵のために上陸するなど、変化に富んだ自然豊かな海岸域となっています。また、世界遺産の熊野古道をはじめとした観光地でもあることから、この区域を重点区域に準ずる区域として位置づけ、地域の協創による海岸漂着物対策を推進することとします。

具体的には、表 4-3 に示す各主体の回収・処理の役割を基本に、地域住民の生活の場と海岸が非常に近いという特色を活かし、多くの方々の参加による海岸漂着物の清掃活動等が継続的になされるよう、海岸管理者、県、市町が協力・支援していきます。

(4) 海岸漂着物等の適切な回収・処理に関する事項

ア. 海岸漂着物の適正処理

海岸管理者、市町は、回収された海岸漂着物等について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づいて適正に収集、運搬、処分を行います。

また、海岸漂着物等が不法投棄等によるもので、原因者の特定が可能な場合には、廃棄物処理法その他の関係法令の規定に基づいて当該原因者の責任においてその処理がなされるよう対処するものとします。

イ. 処理困難物の対応

海岸漂着物には、人力では回収できない重量物や、廃液等有害性のおそれがあるもの、消火器等の処理が困難なものがあることから、このような処理困難物については、県の協力のもと海岸管理者が回収・処理することを基本とし、安全な清掃活動と適切な処理を確保することとします。

ウ. 生物への配慮

海岸には、貴重な動植物を含めて多くの生物が生育していることから、機械を使用して砂浜の清掃等を実施する場合は、これらの生息環境に影響を及ぼさないよう、既存文献を参照するほか、地域の環境に詳しい人の意見を聞くなど、十分配慮することとします。

4 重点区域における発生抑制対策

(1) 発生抑制対策の考え方

ア. ごみの投棄防止

海岸漂着物には、ペットボトル等の人の生活に起因する身近なごみが多く含まれており、これらは山から川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着します。このため、海岸漂着物の発生抑制対策は、沿岸地域だけではなく、河川の上流から下流に至るすべての地域の住民が、一人ひとりが当事者意識をもってごみの投棄を行わないことが重要です。

県及び市町は、廃棄物処理法や三重県生活環境の保全に関する条例による廃棄物の不法投棄、ごみの散乱防止対策を行うとともに、環境教育の推進を通じてモラルの向上を図ることとします。また、パトロール等により不法投棄の抑制や早期発見に努め、ごみの散乱がない地域環境の創出をめざします。

イ. ごみの適正処理の推進

県民は、生活系ごみの排出量の減量化やリユース等の取組によって、日常生活に伴うごみ等の発生抑制に努めるとともに、生じたごみの分別を徹底し、再資源化を進めるなど、海岸漂着物等の発生抑制対策を実施します。

また、事業者は、事業活動に伴って生じる廃棄物を適正に処理又はリサイクルすること等により、海岸漂着物等の発生抑制に努めるとともに、事業活動に伴って海岸漂着物の要因となるごみの散乱等が生じないよう十分配慮するものとします。

ウ. 発生抑制に係る周知・啓発

海岸漂着物の発生抑制を進めるには、海岸漂着物による被害の状況について広く流域圏の皆さんに知っていただき、その主な原因が、私たちの日常生活に伴って排出される生活系ごみや、事業活動に伴うごみによるものであるということを認識してもら

うことが重要です。

このため、県では海岸漂着物の被害状況、海岸や河川における実態調査やモニタリングの結果などをシンポジウムの開催、インターネットのホームページや各種メディアを活用した情報提供により周知・啓発することとします。

(2) 発生抑制対策の実施

ア. 生活系ごみの発生抑制対策

現在、各地域で自治会、NPO などの民間団体等、企業による清掃活動が行われており、このような活動が海岸漂着物対策の発生抑制に重要な役割を果たしています。地域の河川や水路などに捨てられたごみも、やがては海に流れ込むものであり、私たち一人ひとりが当事者であることを意識したこのような活動が拡大・活性化するよう、県及び市町が支援していくこととします。

そのため、県が実施している「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」のような回収だけでなく、発生抑制にも貢献する流域圏における清掃活動を今後も進めていきます。


また、平成 23 年 3 月に改定した「ごみゼロ社会実現プラン」における生活系ごみの排出前での具体的な減量化対策についても推進していきます。

表 4-4 発生抑制対策の事例

	【強制的または物理的にごみの投棄を防ぎます】	事例番号
規 制 的 手 法	● 不法投棄 110 番の設置	
	● 投棄防対策（防止柵、防護ネット、看板設置）	1
	● 車両進入防止チェーン、ポール等の設置	2
	● イベントなどでの禁煙・飲食禁止区域の指定	
	● 監視カメラの設置	3
誘 導 的 手 法	● 飛散防止ネット設置（猫やカラスによるごみの散乱防止等）	4
	【ゆるやかな誘導によってごみの投棄を防ぎます】	
	● ごみ袋配布、ごみ箱設置※	5
物 理 的 手 法	● 道の駅、ガソリンスタンド、コンビニなどの車の行動ポイントへのごみ箱設置・回収への補助（事業系ごみの有料化等によりごみ箱の減少への対策）	
	● 投棄ごみの清掃（きれいなところには捨てにくい）	
物 理 的 手 法	【海域に出る前のごみを回収し海岸ごみの発生を防ぎます】	
	● 河川、排水路等でのごみの回収（取水口等での除塵機、オイルフェンス、やな等による回収等、排水弁手前での受けネットの設置）	6
物 理 的 手 法	● 河川敷でのごみの効率的な回収（河川敷のイベント後の早朝清掃等）	

※ごみ箱の設置については、安易な設置を推進するものではなく、ごみの持ち帰りを基本とし、設置にあたっては、ごみが散乱することのないよう定期的な回収を実施するなど管理を徹底することが必要です。

表 4-5 発生抑制対策の事例 (1/2)

発生抑制対策の事例	概要
<p>【事例1】：投棄防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投棄防止柵の設置  <ul style="list-style-type: none"> ・投棄防護ネットの設置  <ul style="list-style-type: none"> ・投棄防止看板の設置 	<p>【場所】 道路と河川の間</p> <p>【効果】 道路からや河川へのポイ捨てや不法投棄を防止します。</p> <p>【方法】 これらの行為が発生しやすい場所に防止柵を設置します。防止柵に溜まったごみの回収が必要です。</p> <p>【場所】 河川</p> <p>【効果】 河川などへのポイ捨てや不法投棄を妨げます。</p> <p>【方法】 河川などに沿って防護ネットを設置します。</p> <p>【場所】 道路や河川</p> <p>【効果】 ごみのポイ捨てや不法投棄の発生場所は、人目につかない場所などの特定な場所であり、看板の設置により、同じ場所での発生を防止します。</p> <p>【方法】 単に「ごみを捨てないで下さい」と表記するより、子供の書いたものや、生物への影響などを訴えたものの方が、効果は高いと言われています。</p>
<p>【事例2】：車両進入防止チェーン、ポール等の設置</p> 	<p>【場所】 道路の側道や退避場</p> <p>【効果】 車両から道路沿いの場所へのポイ捨てや不法投棄を妨げます。</p> <p>【方法】 道路上に車両進入防止ポールを設置します。</p>
<p>【事例3】：監視カメラの設置</p> 	<p>【場所】 道路、河川の脇</p> <p>【効果】 ポイ捨てや不法投棄の防止。</p> <p>【方法】 監視カメラを設置します。</p>
<p>【事例4】：飛散防止ネット等の設置</p> 	<p>【場所】 町内のごみ集積所</p> <p>【効果】 風によるごみの流出や、猫やカラスによるごみの散乱を防止します。</p> <p>【方法】 ごみ集積所に集積されるごみ袋を流出飛散防止のネットで被覆、また、小屋状の囲いを設置します。</p>

※ごみ箱の設置については、安易な設置を推進するものではなく、ごみの持ち帰りを基本とし、設置にあたっては、ごみが散乱することのないよう定期的な回収を実施するなど管理を徹底することが必要です。

表 4-5 発生抑制対策の事例 (2/2)



発生抑制対策の事例	概要
<p>【事例5】 ごみ袋配布、ごみ箱設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持ち帰り用ごみ袋の配布 ・イベント時のごみ箱の設置・増設  <p>・ごみ箱の設置、増設、回収頻度の変更</p>  	<p>【場所】 イベント会場</p> <p>【効果】 持ち帰り用のごみ袋を配布してポイ捨てごみの発生を防止します。</p> <p>また、ごみ箱の設置・増設を行い、ポイ捨てごみの発生を防止します。</p> <p>【方法】 イベントでは、ごみ箱の容量を超えたごみが集まる場合があります、速やかなごみの回収が望まれます。</p> <p>【場所】 公園、広場、グラウンド、バス停、コンビニ、自動販売機など</p> <p>【効果】 ごみ箱を設置すると、ポイ捨てされるごみの量は減少しますが、ごみ箱の回収頻度が低いと、ごみのごみ箱からあふれて、周辺にごみが散乱します。ごみ箱のごみの回収頻度を増やすなど、適度な回収頻度で回収する必要があります。</p> <p>【方法】 適度な頻度でのごみの回収は、管理者が実施する場合と、近隣の住民や自治会等に依頼する場合があります。</p>
<p>【事例6】 河川、排水路等での回収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河口部での除塵装置（オイルフェンスやバースクリーン）等の設置による回収 	<p>【場所】 河口部</p> <p>【効果】 ごみが海域に出る前に、河口部でごみを回収する方法は効果的とされています。</p> <p>【方法】 水路の河口部に、オイルフェンスやバースクリーンによる除塵装置を設置する。</p> <p>降雨時には、排水を優先させるために、装置を開放する場合があります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・取水口等でのごみの回収 	<p>【場所】 河川からの取水口</p> <p>【効果】 取水口付近では、ごみが集積しやすく、効果的な除去が可能。</p> <p>【方法】 ごみ受けネットを設置する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・排水弁へのスクリーンの設置による回収 	<p>【場所】 排水路</p> <p>【効果】 河川に流出する前にごみを回収する。</p> <p>【方法】 スクリーンを設置する。</p>

表 4-6 「ごみゼロ社会実現プラン」における生活系ごみに関する発生抑制対策（抜粋）

●リユース（再使用）の推進
<ol style="list-style-type: none"> 1 不用品の再使用の推進 2 リターナブル(リユース)容器の普及促進 3 リースやレンタルの推進 4 モノの長期使用の推進
●産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進
<ol style="list-style-type: none"> 1 ローカルデポジット制度の導入 2 障がい者や高齢者等のごみゼロ活動への参画促進 3 ごみゼロに資する地域活動の活性化促進 4 民間活力を生かす拠点回収システムの構築 5 サービス産業の仕組みを生かしたリサイクル 6 埋立ごみの資源としての有効利用の推進
●ごみ行政への県民参画と協働の推進
<ol style="list-style-type: none"> 1 レジ袋削減・マイバッグ運動の展開

イ. 漁業系海岸漂着物の発生抑制対策

漁具等の漁業系ごみは、海岸漂着物実態調査結果から、流木等の自然系ごみを除く海岸漂着物の約 30%（図 3-4）を占めており、その多くは漁業活動において流出したり、不用となって放置されたことに起因するものと想定されます。

漁業系の廃棄物については、不用となった漁具等のリユースやリサイクルによる発生抑制の取組が始まっており、答志島の鳥羽磯部漁協桃取支所では、環境省の漁業者向け体験型普及啓発事業に協力し、漁具の流出防止のモデル地域として、海岸漂着物の回収のほか、発生抑制対策に取り組んでいます。

- 例) かき養殖パイプの再利用、発泡スチロール製フロートの溶融（減容）など
 漁具等の管理の徹底、不要となった漁具等の適正な処理
 漁具等のリユース、リサイクルの取組の促進

5 海岸漂着物対策に係る環境学習

海岸での清掃活動等、海岸漂着物の回収や発生抑制対策の取組に参加する、体験型の環境学習を行います。

- 例) 体験型学習に対応できる指導者育成、体験型学習の実施要領作成
 県、市町職員等による出前トークの実施等

平成 23 年 7 月に四日市市楠総合支所楠プラザ・楠公民館において、四日市ウミガメ保存会と鳥羽まちなみ水族館の協力を得て、体験型イベントを開催しました。

近隣の吉崎海岸の清掃とクラフト作成等を組み合わせ、楽しみながら、海岸に漂着するごみの実態を学んでもらい、日常生活での行動が海岸漂着物の発生抑制につながる意識を持ってもらいました。



また、地域の自治会等において海岸漂着物の発生抑制等について学習できる教材を作成し、環境学習への活用を図ります。

例) 海岸漂着物問題を学習する資機材等の作成

学習用パンフレット等の作成、提供

小中学校等における総合学習等において海岸漂着物問題を学ぶことにより、次世代を担う子供たちの海岸漂着物や発生抑制対策への積極的な取組を促進します。

このような学校における環境教育の取組を推進するため、教育関係者との連携を図ります。

例) 小学校、中学校及び高等学校における総合学習等における体験学習、体験清掃の導入依頼

公共施設における展示・学習コーナーの設置

鳥羽市立鏡浦中学校では、総合学習の時間を利用してカキの養殖体験等を行っています。学校の近くにある海の博物館と連携し、平成 22 年からは地元の漁師が行っている生浦湾のアマモ場の保存・再生事業に積極的に関わっています。

企業においても環境活動に海岸、河川での清掃活動を取り入れ、海岸漂着物問題を学んでもらうなど、教育機関以外にも幅広い環境教育を推進します。

なお、「ごみゼロ社会実現プラン」において、次に示す項目により環境教育の拡充を図ることとしていることから、海岸漂着物に関する内容を含めて取り組みます。

- ・環境学習・環境教育のツール・プログラム等の開発
- ・20 年後（平成 37 年）のライフスタイル体験プログラムの実施
- ・「こどもエコクラブ」の活動と「ごみゼロ」推進と連携強化
- ・家庭における環境学習・教育の推進
- ・三重県環境学習情報センターの機能の充実と活用